

神崎市低所得者支援給付金(こども加算)申請書(請求書)

支給市区町村(※令和5年12月1日時点の市区町村)

神崎市長

様

市受付印

【誓約・同意事項】※全ての項目を、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 神崎市低所得者支援給付金(こども加算)(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
 ※ 給付金の支給対象となるためには、以下のア又はイのいずれかに該当し、平成17年4月2日以降に生まれた児童を扶養していることが必要です。
 ア 神崎市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付分)(7万円)の受給対象者である。
 本加算給付の対象児童は、令和5年度分の住民税均等割が課されていない。
 イ 神崎市低所得者支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)(10万円)の受給対象者である。
 本加算給付の対象児童は、令和5年度分の住民税均等割が課されていない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 同一児童について既に低所得世帯支援給付金(こども加算)を受給済みではありません。
 (他自治体において同様の要件で支給された低所得世帯支援給付金(こども加算・児童一人あたり5万円)を含む)
- ④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、神崎市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、神崎市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 神崎市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、神崎市が指定した日までに、申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

※ 本加算給付は 神崎市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付分)(7万円)又は神崎市低所得者支援

1. 申請・請求者(世帯主)

(神崎市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付分)(7万円)又は神崎市低所得者支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)(10万円)の受給者)

【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座)※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- ① 神崎市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付分)(7万円)又は神崎市低所得者支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)(10万円)振込口座への振込を希望します。
 (下記の【受取口座記入欄】の記載および通帳の写しは不要)
- ② 下記の口座への振込を希望します。
 振込を希望する口座を下欄に記載してください。

【受取口座記入欄】※②を選択した場合、下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 協協 3 信組 7 信濃連 4 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)		通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 をご記入下さい。	1			

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、神崎市こども家庭課(電話0952-37-3873)にお問い合わせください。

(裏面も必ずご確認ください)

3. 加算対象支給児童

- 対象となる児童は以下のとおりです。
 ア 令和5年度12月1日時点で、「申請・請求者」と同一世帯である18歳以下の児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）
 イ 「申請・請求者」と同一世帯、もしくは別世帯だが扶養している令和5年12月2日以降に生まれた新生児
 ウ 令和5年12月1日時点で、同一世帯ではないが「申請・請求者」が扶養している18歳以下の児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）
- すでに以下の給付金を受けた同様の給付金を受給している児童、もしくは、それらのこども加算給付の対象となった児童は対象外です。
 ・神崎市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加給付分）（7万円）
 ・他自治体における住民税均等割非課税世帯を対象とした給付金
 ・神崎市低所得者支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）（10万円）
 ・他自治体における住民税均等割のみ課税世帯を対象とした給付金

	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居／別居 ※別居の場合は住民票の謄本が必要です	住所 (別居の場合のみ)
1				平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
2				平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
3				平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
4				平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
5				平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

4. 申請額・請求額

対象児童数
 (「3. 加算給付対象児童」に記載の人数) 人 × 50,000円

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所			
					日中に連絡可能な電話番号	署名	
上記の者を代理人と認め、低所得者支援給付金（こども加算）の <input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 申請及び受給				を委任します。 ←法定代理人の場合は、委任方法の選択は不要です		世帯主氏名	

提出書類

- 神崎市低所得者支援給付金（こども加算）申請書（請求書）（本書）
- 申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）
 ※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）
- 受取口座を確認できる書類の写し（コピー）
 ※神崎市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加給付分）（7万円）又は神崎市低所得者支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）（10万円）振込口座への振込を希望した場合は不要です。
 ※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるもの
- 【令和5年度12月1日時点で加算対象児童が別居している場合】
- 別居している児童の世帯の住民票謄本の写し（コピー） ※別途資料をを求める場合があります。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。
 （チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名